第四十七条第二項中「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」を「事業再編促進機械等」に、「賃貸の用」を「事業再編促進対象事業の用」に、「新築し」を「製作し、若しくは建設し」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「又は同項第二号に掲げる建築物及び構築物」を削り、「同項第三号に掲げるもの」を「同項第二号に掲げる構築物」に改め、同条第三項中「、第二号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同号に掲げる構築物」を削り、「第三号に掲げるもの」を「第二号に掲げる構築物」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（これと併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条の二第一項中「若しくは第二項」を削り、「第四十二条の十一の二第一項」の下に「、第四十二条の十一の三第一項」を、「第四十二条の十二の三第一項」の下に「、第四十二条の十二の四第一項」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、特別償却対象資産が第四十三条の三の規定の適用を受けた減価償却資産（一年以内連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けたものを含む。）であるときは、青色申告書以外の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第五十二条の二第五項中「青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、」を削る。

第五十二条の三第二項中「限る」の下に「。以下この項及び第十二項において「積立適用後年度」という」を加え、「当該事業年度」を「当該積立適用後年度」に改め、同条第三項中「青色申告書を提出している事業年度に限るものとし、」を削り、「連結事業年度とする。」を「連結事業年度」に改め、同条第六項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同条第十二項中「第一項の規定の適用を受けた事業年度（同条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた連結事業年度）終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書の提出（当該各事業年度までに開始した連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合に限る。）」を「積立適用後年度」に、「当該事業年度」を「当該積立適用後年度」に、「満たない金額（第六十八条の四十一第一項」を「満たない金額（同条第一項」に改め、同条第十六項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十九項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第二十二項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改め、同条第二十五項中「に規定する被現物分配法人」を「の被現物分配法人」に改め、同条第二十六項中「前項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項の次に次の一項を加える。

26　特別償却対象資産がその事業の用に供した事業年度において第四十三条の三の規定の適用を受けることができる減価償却資産（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その用に供した連結事業年度において第六十八条の十八の規定の適用を受けることができる減価償却資産）である場合において、第一項の規定の適用を受けたとき（第六十八条の四十一第一項の規定の適用を受けた場合を含む。）は、当該特別償却対象資産に係る第二項及び第十二項の規定の適用については、青色申告書以外の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書は、青色申告書とみなす。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一の二」を「第四十二条の十一の三」に改め、「第四十二条の十二の三」の下に「、第四十二条の十二の四」を加える。

第五十五条第四項第五号中「第六十一条の二第十七項」を「第六十一条の二第十八項」に改め、同条第十三項中「に規定する合併法人」を「の合併法人」に改め、同条第十七項中「に規定する分割承継法人」を「の分割承継法人」に改め、同条第二十一項中「に規定する被現物出資法人」を「の被現物出資法人」に改め、同条第二十五項中「に規定する被現物分配法人」を「の被現物分配法人」に改める。

第五十五条の二第一項中「、産業競争力強化法」の下に「（平成二十五年法律第九十八号）」を加え、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「認定（以下この項」の下に「及び第四項」を加え、「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）」に改め、同条第四項中「百分の八十」を「百分の五十（平成二十九年三月三十一日以前に受けた計画の認定に係る認定特定新事業開拓投資事業計画に従つて取得をした投資事業有限責任組合の組合財産となる新事業開拓事業者の株式については、百分の八十）」に改める。

第五十五条の三及び第五十五条の四を次のように改める。

第五十五条の三及び第五十五条の四　削除

第五十七条の四の次に次の一条を加える。

（特定原子力施設炉心等除去準備金）

第五十七条の四の二　青色申告書を提出する法人で原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項に規定する廃炉等実施認定事業者（第三項第一号において「廃炉等実施認定事業者」という。）であるものが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定されたもの（以下この項及び次項において「特定原子力施設」という。）に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用（次項において「炉心等除去費用」という。）の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五条の三第一項及び第二項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特定原子力施設炉心等除去準備金に係る特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、その支出した日における当該特定原子力施設に係る特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（その日において当該特定原子力施設に係る同条第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金の金額（以下この項において「連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定原子力施設炉心等除去準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその支出した金額に相当する金額を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十四の二第一項の特定原子力施設炉心等除去準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　廃炉等実施認定事業者でなくなつた場合　当該廃炉等実施認定事業者でなくなつた日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

二　解散した場合　その解散の日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額

三　前項、前二号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定原子力施設炉心等除去準備金を取り崩した場合　その取り崩した日における特定原子力施設炉心等除去準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額